

## 第6期愛知県高齢者健康福祉計画の概要

### 【総論】

#### 1 計画策定の趣旨

老人福祉法第20条の9に規定する「老人福祉計画」と介護保険法第118条に規定する「介護保険事業支援計画」を一体として作成する。

#### 2 計画の性格と期間

- 県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るための、総合的かつ具体的な指針となるもの。
- 計画期間は平成27年度から29年度までの3年間。

#### 3 計画の策定体制等

「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」（委員長：松尾清一名古屋大学副総長）を設置し、計画案を検討。

- 策定の経緯
  - 平成26年7月23日 第1回策定検討委員会
  - 12月24日 第2回策定検討委員会
  - 平成27年1月21日 パブリックコメント
  - ～2月20日
  - 3月20日 第3回策定検討委員会
  - 3月25日 決定・公表

#### 4 計画の基本理念と基本目標

##### (1) 基本理念

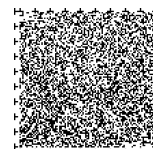
「高齢者の自立と自己実現を地域で支える健康福祉」

人と人とのつながり・支え合いにより、「高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現」に向け、施策を展開する。

##### (2) 基本目標

望ましい高齢者の健康福祉の実現に向けて、次の7項目を基本目標に掲げ、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが地域において切れ目なく提供される

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な取組を進める。



- 《1》 介護保険サービスの充実
- 《2》 在宅医療の提供体制の整備
- 《3》 認知症高齢者支援対策の推進
- 《4》 介護予防（要介護にならないための予防）と生きがい対策の推進
- 《5》 生活支援の推進
- 《6》 高齢者の生活環境の整備
- 《7》 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上

## 各論第1章 介護保険サービスの充実

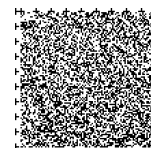
- 居宅サービスへの多様な事業者の参入促進
- 施設サービスの老人福祉圏域ごとの計画的な整備

### 【主な居宅サービスの利用見込み量】

| サービス区分   | 単位  | 平成26年度実績見込み | 平成29年度目標   | 事業内容   |
|--|-----|-------------|------------|--|
| 訪問介護   | 回/年 | 7,264,944   | 12,389,595 | 居宅において、介護や日常生活上の世話を行う。                         |
| 通所介護<br><small>(平成28年度より小規模事業者が行う地域密着型サービスを含む)</small> | 回/年 | 8,034,840   | 10,566,709 | デイサービスセンター等で、入浴や食事の提供、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練等を行う。 |
| 短期入所生活介護・短期入所療養介護                                      | 日/年 | 2,138,952   | 2,745,848  | 介護老人福祉施設や介護老人保健施設に短期間入所させ、介護や日常生活上の世話等を行う。     |

### 【主な施設系サービスの整備目標】

| サービス区分                                | 単位 | 平成26年度実績見込み | 平成29年度目標 | 事業内容   |
|---------------------------------------|----|-------------|----------|--|
| 介護老人福祉施設<br><small>(地域密着型を除く)</small> | 人  | 22,547      | 24,874   | 常に介護が必要で自宅での生活が困難な者に介護などの世話を行う施設。                |
| 介護老人保健施設                              | 人  | 18,177      | 19,167   | 病状が安定している者が、看護や介護などのサービスを利用できる施設。                |
| 特定施設入居者生活介護                           | 人  | 8,296       | 9,406    | 入浴等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う有料老人ホーム、軽費老人ホーム等の施設。 |



○ 県内の市町村等の第1号被保険者の平均保険料（月額）

| 計画<br>期間 | 第4期       | 第5期       | 第6期       | 将来推計        |             |
|----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
|          | (21～23年度) | (24～26年度) | (27～29年度) | 平成32年度      | 平成37年度      |
| 保険料      | 3,941円    | 4,768円    | 5,191円    | 6,402円      | 7,611円      |
| 差引額      | △52円      | 827円      | 423円      | (対6期)1,211円 | (対6期)2,420円 |
| 前期比      | 98.7%     | 121.0%    | 108.9%    | (対6期)123.3% | (対6期)146.6% |

## 各論第2章 在宅医療の提供体制の整備

- 在宅医療の充実・強化を図るための在宅医療サポートセンターを地区医師会に設置(新規項目)
- ICTによる在宅患者情報を共有するシステムの整備(新規項目)
- 地域包括ケアシステム構築のためのモデル事業の実施(新規項目)

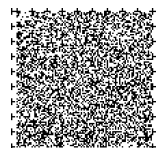
## 各論第3章 認知症高齢者支援対策の推進

- 認知症サポーターの養成
- 認知症カフェの促進(新規項目)
- 認知症ケアパスの普及支援(新規項目)
- 病院に勤務する医療従事者、看護職員に対する認知症対応力向上のための研修の実施(新規項目)
- 歯科医師、薬剤師等に対する認知症対応力向上研修の実施(新規項目)
- 国立長寿医療研究センターとの連携・協力協定による、認知症予防プログラム、家族介護者支援プログラム、認知症初期集中支援チームの効果的な運用のためのプログラム、徘徊高齢者捜索マニュアルの作成・普及(新規項目)

| 項目          | 現 状                                   | 平成29年度<br>目 標 | 事 業 内 容                   |
|-------------|---------------------------------------|---------------|---------------------------|
| 認知症サポーターの養成 | 237,545人<br>(平成27年1月末現在)<br>(名古屋市を除く) | 356,000人      | 認知症を正しく理解する認知症サポーターを養成する。 |

## 各論第4章 介護予防(要介護にならないための予防)と生きがい対策の推進

- 介護予防訪問介護、介護予防通所介護が市町村が実施する地域支援事業に移行することから、円滑に移行するための市町村職員に対する研修の実施(新規項目)
- あいちシルバーカレッジの定員増と学習内容の充実



## 各論第5章 生活支援の推進

- 生活支援コーディネーターの養成（新規項目）
- 高齢者生活支援（見守り）ネットワークの整備促進

## 各論第6章 高齢者の生活環境の整備

- 既存住宅のバリアフリー化の促進
- サービス付き高齢者向け住宅等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給促進

| 項目                  | 実施主体       | 現状                    | 平成29年度までの目標            | 事業内容  |
|---------------------|------------|-----------------------|------------------------|---|
| 生活支援サービス付き高齢者向け賃貸住宅 | 県市町村民間事業者等 | 9,523戸<br>(平成25年度末累計) | 約14千戸<br>(平成32年度までの目標) | サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジングなどバリアフリー化された住戸に緊急通報や安否確認等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給を目指す。 |

## 各論第7章 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質向上

- 介護職員需給推計結果

|       | 介護職員数<br>(需要) (A) | 介護職員数<br>(供給) (B) | A - B   |
|-------|-------------------|-------------------|---------|
| 平成24年 | 78,930人           | 78,930人           | 0人      |
| 平成29年 | 101,764人          | 95,871人           | 5,893人  |
| 平成32年 | 113,039人          | 102,814人          | 10,225人 |
| 平成37年 | 131,852人          | 111,716人          | 20,136人 |

(注1) 需要推計において、通所リハビリテーションに係る介護職員数は、老人保健施設等との兼務の可能性が高いため、国において除外して取り扱っているとされているため、集計していない。

(注2) 供給推計は、現在の推移を踏まえた将来の離職率、介護分野の再就職率、入職者数に基づいて推計したもの。

- 介護職員に対する資質向上のための研修の実施
- 職場体験等による人材の参入の促進
- 福祉人材センターによる研修の企画・実施、就業の相談援助及び斡旋の実施
- 介護人材の確保を図るため、国の労働関係機関等との連携の強化を進める。(新規項目)

